

令和 7 （ 2 0 2 5 ） 年 6 月 3 0 日 開 催

令和 7 （ 2 0 2 5 ） 年 度

柏崎市農業委員会 第 2 5 期 第 2 5 回 総 会 議 事 録

柏崎市農業委員会

柏崎市農業委員会 第 25 期 第 25 回総会 議事録

- 1 日 時 令和 7(2025)年 6 月 30 日 (月)
- 2 場 所 柏崎市文化会館 アルフォーレ 1 階 マルチホール
- 3 議 案 議第 1 号 農地法第 3 条許可申請について
議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について
議第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について
議第 4 号 農地法第 5 条許可申請について
議第 5 号 農用地利用集積等促進計画案について
議第 6 号 農用地利用集積等促進計画案について
議第 7 号 令和 7 年(2025 年)度農地パトロール (案) について
- 4 出席委員及び欠席委員並びに事務局職員 別紙のとおり

開会 午後 3 時

伊比事務局長

皆様お疲れ様でございます。只今より第 25 回総会を開催いたします。

この総会は柏崎市農業委員会会議規則第 2 条第 1 項及び同条第 2 項の規定により、農業委員会会長が招集したものであります。

同規則第 4 条により、会長が議長となります。それでは会長、よろしくお願いします。

石塚議長

それでは、早速議事に入ります。総会を開催するに当たり、事務局に本日の出席委員数を報告させます。

伊比事務局長

委員数は 19 人であります。欠席報告 1 人。現在の出席委員数は 18 人で、過半数であることを報告いたします。また、農地利用最適化推進委員の出席委員数は 24 人です。

石塚議長

ただ今の事務局の報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

次に、議事録署名委員についてお諮りします。柏崎市農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、2 人の議事録署名委員を議長が指名することに御異議ございませんか。

石塚議長

それでは、8 番 高橋 啓子委員、13 番 水野 美保委員の 2 人を議事録署名委員に指名します。

石塚議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第 1 号 農地法第 3 条許可申請について」、事務局の説明を求めます。

吉田主事

はい、事務局でございます。

議案書 1 ページを御覧ください。議第 1 号 農地法第 3 条許可の申請番号 1 から 8 について、御説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、譲渡人、譲受人、契約の種類、申請事由、10 a 当たりの価格、の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号 1 山本、畑、89 m²。自作地の贈与。新規就農。

申請番号 2 西山町長嶺、外 1 筆、田、5,207 m²。自作地の贈与。経営規模拡大。

申請番号 3 北条、田、1,848 m²。自作地の売買。経営規模拡大。

申請番号 4 新道、外 7 筆、田及び畑、1,295 m²。自作地の売買。経営規模拡大。

申請番号 5 藤井、田、1,011 m²。自作地の贈与。経営規模拡大。

申請番号 6 旧広田、田、48 m²。自作地の売買。経営規模拡大。

議案書 2 ページを御覧ください。

申請番号 7 安田、田、1,073 m²。自作地の売買。経営規模拡大。

申請番号 8 高柳町山中、畑、419.83 m²。自作地の贈与。経営規模拡大。

審査結果の 1 ページを御覧ください。案件である申請番号 1 から 8 について、地区担当の委員、事務局の大橋係長、吉田が現地調査を行いました。審査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する「不許可例示条項」第 1 号から第 6 号までに該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

石塚議長

議第 1 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

石塚議長

次に、「議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について」、事務局の説明を求めます。

大橋係長

事務局でございます。

それでは、議案書 3 ページを御覧ください。議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について、御説明いたします。

申請番号 1 土地の所在地 東条、地目 田、面積 13 m²。申請事由 一般個人住宅敷地の拡張。農地区分 第 2 種でございます。

申請地につきましては、昭和 46(1971)年に道路用地として分筆された土地の残地であり、申請者が平成 7(1995)年に一般個人住宅を建築した際に申請地を庭の一部として造成し、現在も利用していることから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 3 ページのとおり、特に問題はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第 2 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

石塚議長

議第 2 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

石塚議長

次に、「議第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について」、事務局の説明を求めます。

大橋係長

はい、事務局でございます。

それでは、議案書 4 ページを御覧ください。議第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について、御説明いたします。

申請番号 1 土地の所在地 安田、地目 田、面積 650 m²。申請事由 子供の遊び場。農地区分 第 2 種でございます。

本件につきまして、当初、〇〇町内会が子供の遊び場を目的に土地所有者から土地の全体面積である 991 m²を借り受けて利用する予定でしたが、このうちの 650 m²において転用目的を達成することが出来たことから、貸借面積及び転用面積の減少に伴い事業計画変更の承認を申請するものです。

現在、転用部分は、土地造成及び遊具の設置が完了しており、残りの部分 341 m²は土地所有者が畑として利用しております。

なお、審査結果につきましては、事業計画変更承認申請書類審査結果一覧表の 4 ページ下段のとおり、特に問題はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

— 議長との声あり —

No, 3 安野 検一農業委員

はい、3 番安野です。計画変更の直接の質問ではないのですが、今回の計画変更でやる子供の遊び場に関してですが、この町内会は法人格を取っているのかということと、もう一つは、もしも法人格を取っているとしたら、最近遊具による事故や何かがあるということですので、その時の責任所在はどこがもっているかということをお教えください。

大橋係長

安野委員からの質問に御説明させていただきます。こちらの〇〇町内会につきましては、地縁団体として市の認可を受けておりまして、法人格を有しております。こちらの遊具の事故の責任の所在ということですが、土地所有者から〇〇町内会が借り受けて遊び場を提供するということですので、基本的には町内会に責任があると考えております。以上でございます。

No, 3 安野 検一農業委員

その場合、貸し出しをしている地主さんと町内会でそういう覚え書きなりを結んでおいた方がいいと思うのですが、その辺の指導は農業委員会で、事務局の方でやられるのですか。

大橋係長

安野委員から頂いた御意見に基づいて許可書を発行する際、責任の所在を明らかにするよう〇〇町内会又は土地所有者に説明をさせていただこうと思います。

石塚議長

よろしいですか。

No, 3 安野 検一農業委員

はい。

石塚議長

他に御意見・御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第 3 号の申請案件を承認処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

石塚議長

議第 3 号の申請案件を承認処分と決定いたします。

石塚議長

続いて、「議第 4 号 農地法第 5 条許可申請について」、事務局の説明を求めます。

大橋係長

はい、事務局でございます。

それでは、議案書 5 ページを御覧ください。議第 4 号 農地法第 5 条許可申請について、御説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、当初計画者、承継者、申請事由及び農地区分の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号1 畔屋、外1筆、畑、145 m²。販売用住宅敷地の拡張。第2種でございます。

本件につきまして、譲渡人の亡き父が以前、自身の住宅に隣接する〇〇番〇〇において車庫を建築し、住宅敷地の一部として利用していたことから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。譲受人につきましては、不動産の売買や仲介等を行っている法人であり、当該住宅と併せて申請地を販売用として取得する予定となっています。

申請番号2 桜木町、外1筆、畑、633 m²。集合住宅。第3種でございます。

本件につきまして、譲受人は不動産の管理等を行っている法人であり、申請地を自社で経営する集合住宅の敷地として利用する予定となっています。

申請番号3 南半田、外2筆、田、1882 m²。一般個人住宅、貸倉庫、貸資材置場、貸駐車場。第3種でございます。

本件につきまして、譲受人は申請地の一部を自身の住宅の敷地として利用するほか、市内で解体・土木建設業を営んでいる個人事業主の知人が倉庫、資材置場、駐車場の敷地を探していたことから、申請地の一部を知人に貸し付けることを計画しています。

申請番号4 西長鳥、田、33 m²。天然ガス輸送導管保安施設 バルブステーション。第2種でございます。

本件につきまして、借受人は天然ガスの生産等を行っている法人であり、昭和36(1961)年頃から申請地を緊急時に天然ガスを遮断するためのバルブステーションの敷地として利用していることから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

申請番号5 青海川、田、251 m²。貸車庫、貸駐車場。第3種でございます。

本件につきまして、譲渡人の亡き先代が以前、自身の住宅付近に位置する申請地において車庫を建築したほか、コンクリートを敷設したことから、今回従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

譲受人につきましては、建設及びコンサルタント業を行っている〇〇会社〇〇の代表取締役であり、同法人が所在する〇〇市から業務範囲である〇〇方面への中継地点として、当該住宅を事務所として取得するのと併せて、申請地及び車庫を取得し、同法人に貸し付ける予定となっています。

申請番号6 新赤坂三丁目、外1筆、畑、652 m²。事務所兼社員寮。第3種でございます。

本件につきまして、譲受人は市内で〇〇業等を行っている法人であり、業務拡大に伴い、申請地を事務所兼社員寮の敷地として利用する予定となっています。

続きまして、議案書6ページを御覧ください。

申請番号7 高柳町山中、畑、184.99 m²。駐車場、資材置場。第2種でございます。

譲受人は譲渡人の息子であり、母方の亡き祖父が以前住んでいた申請地に隣接する住宅を拠点に〇〇地内で農業を行っております。申請地につきましては、現在譲受人が当該住

宅の改築用及び農業用の資材置場兼自家用車の駐車場として利用していることから、今回従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

議第 1 号 第 3 条許可申請 申請番号 8 に関連するものです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 5 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第 4 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

石塚議長

議第 4 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

石塚議長

続いて、「議第 5 号 農用地利用集積等促進計画案について」、事務局の説明を求めます。

和田主任

はい、事務局でございます。

それでは、議案書 7 ページを御覧ください。議第 5 号 農用地利用集積等促進計画案について、御説明申し上げます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画案について、市の農林水産課から農業委員会の意見を求められております。

資料のとおり、地目 田、4 筆、面積 10,492 m²の対象農用地について、農地中間管理機構である新潟県農林公社を介した所有権移転となります。

この農用地利用集積等促進計画案を農地中間管理機構である新潟県農林公社に提出すると、機構はそれを基に農用地利用集積等促進計画を定め、県に提出、県が許可、公告といった手順の後に権利が移転されます。

県の公告予定日は、令和 7（2025）年 8 月 29 日の予定です。

本件につきましては、本総会の承認をもって、市へこの計画は適当であることを回答いたします。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第 5 号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

石塚議長

議第 5 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

石塚議長

続いて、「議第 6 号 農用地利用集積等促進計画案について」、事務局の説明を求めます。

和田主任

はい、事務局でございます。

引き続き、議案書 8 ページを御覧ください。議第 6 号 農用地利用集積等促進計画案について、御説明申し上げます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画案について、市の農林水産課から農業委員会の意見を求められております。

資料のとおり、地目 田、16 筆、面積 3,659 m²の対象農用地について、農地中間管理機構である新潟県農林公社を転貸した賃貸借権の設定となります。

この農用地利用集積等促進計画案を農地中間管理機構である新潟県農林公社に提出すると、機構はそれを基に農用地利用集積等促進計画を定め、県に提出、県が許可、公告といった手順を経て、利用権開始の運びとなります。

県の公告予定日は、令和 7（2025）年 8 月 29 日です。

本件につきましては、本総会の承認をもって、市へこの計画は適当であることを回答いたします。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第 6 号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

石塚議長

議第 6 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

石塚議長

続いて、「議第 7 号 令和 7 年（2025 年）度農地パトロール（案）について」、事務局の説明を求めます。

和田主任

はい、事務局でございます。

それでは、議案書 9 ページを御覧ください。議第 7 号 令和 7 年（2025 年）度農地パトロール（案）について、御説明いたします。

委員の皆様からは、例年農地パトロールに御尽力いただき、大変ありがとうございます。農地パトロールにつきましては、全国版の実施要領に基づき、本市農業委員会として実施方法を定めております。

本市農業委員会の実施方法の概要としましては、議案書の 10 ページから 11 ページの「柏崎市農地パトロール実施要領」に、具体的な実施方法としましては、議案書 12 ページから 14 ページの「農地パトロールの具体的行動計画」に、案を御示しさせていただきました。

内容につきましては、基本的には昨年度と同様となっておりますが、柏崎市農地パトロール実施要領に 1 点変更がございます。11 ページ下段の「その他」の上にある「地域計画の実現や見直しへの協力」です。この点が変更になっております。

昨年度までは地域計画策定に向けた活動として挙げておりましたが、今年度からは地域計画の実現や見直しへの協力に変更しました。

令和 7 年（2025 年）3 月に策定した地域計画の実現に向けた取組として、農業委員会は引き続き市町村や関係機関と連携し「実行の体制」を築くことが求められています。その一環として農地パトロールを通じ、耕作者の確保及び農地中間管理事業を活用した農地利用の集積も念頭に、地域計画の達成に資するよう取組をお願いします。

そのほか、「柏崎市農地パトロール実施要領」につきましては議案書をお読み取りいただければと思います。

「農地パトロールの具体的行動計画」について、要点を絞って御説明させていただきます。議案書の 12 ページを御覧ください。

「1 趣旨」につきましては、農業委員会の必須業務である「農地利用最適化」の確実な取組を実施するため、「農地パトロール月間」を設定し、遊休農地の実態把握と発生防止・解消や農地の違反転用発生防止対策等について集中的に取り組むこととするもので、農地法第 30 条の利用状況調査と一体的に行うこととしています。

「2 目的」につきましては、御覧の内容の三つとしております。このうち「遊休農地の実態把握」につきましては、遊休農地に加え非農地の把握も含まれており、農地法第 30 条に基づく「利用状況調査」と一体的に行うことになります。

「地域の農地利用の確認」及び「違反転用の発生防止・早期発見」につきましては、委員の皆様による農地利用の確認をする中で、違反転用及び農地への不法投棄の早期発見及び是正指導をお願いします。

特に違反転用に関しては、工事の中止や現状復旧等の命令に従わない場合、個人にあっては「3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金」が、法人にあっては「1 億円以下の罰金」といった厳しい罰則が科されるほどの重大な違法行為ですので、御留意ください。

「3 実施期間」につきましては、例年どおり農繁期を避け、7 月から 8 月までとしておりますが、今年度については、実施時期を 10 月末までの延長も可能としたいと思います。

令和 7 年(2025 年)6 月 1 日に改正労働安全衛生規則が施行となり、熱中症対策が義務化されました。熱中症を生じるおそれのある作業を行う際の取組が事業者には義務付けられ、農地パトロールもこれに該当する作業と想定されることから、農業委員会としても熱中症対策の取組を行います。

このことを受けて、暑い時期を避けての実施も可能とし、10 月末までに報告及び物品の返却をお願いいたします。

熱中症対策については、後ほど事務連絡でも詳しくお伝えいたします。

「4 調査対象土地」につきましては、基本的には市内全域の農地となりますが、実際の調査箇所については、各班において選定をお願いします。

「5 遊休農地及び非農地の区分」につきましては、表のとおりとなっております。遊休農地は、「①人力・農業用機械で草刈り・耕起・拔根・整地等を行うことにより、直ちに耕作することが可能となる農地」、「②草刈り等では直ちに耕作することはできないが、基盤整備事業の実施など農業的利用を図るための条件整備が必要となる農地」、「③その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地」の 3 区分となっております。②、③については、現場での判断が難しいと思われるので、実際は①に該当するかどうかで遊休農地を判断することになると思われます。

御留意いただきたい点として、耕作はされていなくても年間 1 回は草刈りをする等の維持管理がされているような農地は、遊休農地として扱う必要はないと考えます。

遊休農地と判定された農地については、農地法第 32 条に基づき、所有者等に対し、判定

後直ちに「利用意向調査」を行い、回答期限までに回答が得られない場合は、農業委員又は推進委員が直接訪問等を行うほか、所有者等から意思の表明がない農地については、最終的に勧告を実施するなどの強い措置を講じることになります。

非農地につきましては、農業委員又は推進委員が3人以上で現地調査を行い、「既に森林の様相を呈する等農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地」と判断した場合、非農地とすることができます。遊休農地と違い、非農地の所有者等には利用意向調査や勧告等はいりません。

以上の点を踏まえて、慎重な判断をお願いいたします。

続きまして、議案書13ページの「6 実施方法」を御覧ください。

(1) 農業委員及び推進委員が地区別に班編成をしてパトロールを行います。班編成につきましては、議案書14ページの「9 地区別パトロールの班編成」を御覧ください。各班のリーダーについては、引き続き、昨年度決めていただいた方にしております。リーダーを変更したい場合は、7月4日（金曜日）までに、事務局まで御報告をお願いいたします。

また、農地パトロールに必要な物品や書類を、班長の席に置かせていただきました。内容は、航空写真等が綴ってある青いチューブファイル、書類が入ったクリアファイル、画板、ホワイトボード、タブレット型端末機一式の5点となっております。タブレット型端末機については、今年度においても農地パトロールにおいて活用は必須としません。操作方法等についてはマニュアルを御覧いただき、不明な点がございましたら個別にお問合せいただければと思います。

また、本日の懇親会に出席され、持ち帰りが難しい方については各班で調整していただくか、事務局での預かりも可能ですので、後日受取りに来ていただければと思います。

(2) 班内で分散してパトロールを行う場合は、農業委員又は推進委員が3人以上でまわって実施していただきます。これは先ほど申しました非農地の判断を行うためです。南鯖石地区の班については、人数が2人となっており、3人に満たないことから、必要に応じて中鯖石地区の班と協力・連携して対応をお願いいたします。

(3) 目に見える活動を図るため「腕章、キャップ、ゼッケン」を着用し、農業委員手帳に入れお渡ししてある「身分証明書」の携帯をお願いいたします。

(4) パトロールの際は農地パトロールマグネットシートを車に装着します。ただし、装着による車への傷や跡が残るなどのおそれもありますので、マグネットシートの装着は任意とさせていただきます。本日の配付物品には入っていないので、もし、御利用の班がございましたら総会後に事務局にお申し出ください。

(5) 農業委員及び推進委員の活動の様子及び調査対象土地をタブレット又はデジタルカメラで撮影し、事務局が配付した航空写真に「調査対象土地」、「撮影地点」及び「現況」の記入をお願いいたします。

航空写真につきましては、令和2年(2020年)度に撮影したものです。農地を赤枠で示し

ており、地番があるものとないものの2種類が綴っておりますので、使いやすい方を利用してください。農地の表示につきましては、平成29年(2017年)度時点の農地台帳の情報を基にしております。転用許可や非農地証明、平成29年(2017年)度以降の圃場整備等の情報は反映されておきませんので、申し訳ございませんが御承知おきください。航空写真に記入いただく「現況」につきましては、「遊休農地①」、「遊休農地②」、「遊休農地③」、「非農地」、「違反転用地(内容)」、「不法投棄地」との6区分に分けて航空写真への記入をお願いいたします。遊休農地①から③につきましては、議案書12ページの「5 遊休農地及び非農地の区分」によるものとなっております。

(6) パトロール実施後、又は実施中でも結構ですが、「農地パトロール実施結果報告書」、「農地パトロール結果(個票)」及び「令和7年(2025年)度 農地パトロール(利用状況調査)記入票」に調査結果の記入をお願いいたします。記載の際、地番に誤りがないように御注意ください。別の人に通知する可能性があるため、再度確認をお願いいたします。

報告の締め切りは10月31日(金曜日)までとしておりますが、早めに農地パトロールを終了した班については、速やかに事務局に御提出をお願いいたします。

提出書類等につきましては、お配りした紙袋の中のクリアファイルに入っている、「配布物品一覧表」にもまとめて記載してありますので、御確認ください。

撮影した写真データの提出方法につきましては、特に形式は問いませんが、例えばSDカードやCD-R等で提出いただいた場合、事務局でデータを保存後に返却させていただきたいと思います。

貸与しているタブレット端末機での撮影については、写真データの提出は必要ありません。農地パトロール終了後、タブレット端末機を返却後に確認いたします。タブレット端末機での撮影の際に御注意いただきたいことがあります。どの農地の写真を撮影したか分かるようにしてください。撮影方法は二通りあります。一つ目は、eMAFF 現地アプリの対象農地に保存する方法です。eMAFF 現地アプリから対象農地を開き、対象農地に保存する機能の現地確認写真を開き保存する方法です。その場合、撮影した写真を登録することを忘れずにお願いします。二つ目は、タブレット端末機のカメラ機能で撮影する方法です。その場合は、地番を記載したホワイトボードと一緒に撮影をお願いいたします。

また、本日お配りしましたカラー両面刷りの「7月、8月は農地パトロール強化月間です」というチラシも参考に御覧ください。

連日真夏日が続いており、農地パトロール期間中も猛暑が予想されます。委員の皆様におかれましては、現場に飲み物を持参するなどして水分を十分に補給いただくほか、休憩時間を入れて長時間連続での活動を控えるなど、熱中症の予防をお願いいたします。

最後に、農業委員会だより等での掲載用、及び農業会議への報告用に、パトロール中の写真データの提供もお願いいたします。

また、パトロール中の事故やケガ、イノシシやクマ等についても十分御注意をお願いいたします。

私からの説明は、以上となります。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第 7 号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

石塚議長

議第 7 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

石塚議長

本日の議案については以上となります。

では続きまして、事務局より事務連絡をお願いします。

大橋係長、和田主任、伊比事務局長

(その他連絡事項)

石塚議長

会議の関係者の皆様、連絡・報告等ございませんか。

No. 2 小柳 直樹農業委員

(その他連絡事項)

石塚議長

それでは以上で、本日の日程は終了しました。

閉会 午後 4 時 10 分

柏崎市農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により議長及び署名委員は、署名する。

柏崎市農業委員会

議 長 石塚 道宏 _____

署名委員 高橋 啓子 _____

署名委員 水野 美保 _____

出席状況（総会議席表）

（令和7年6月30日現在）

農 業 委 員					
議 席	氏 名	出 欠	議 席	氏 名	出 欠
1	春 日 知 代	出	11	月 橋 明日香	出
2	小 柳 直 樹	出	12	前 澤 敏 彦	出
3	安 野 検 一	出	13	水 野 美 保	出
4	関 矢 光 孝	出	14	金 子 武 彦	出
5	佐 藤 敏	出	15	阿 部 淳 一	出
6	内 山 正 和	欠	16	灰 野 善 栄	出
7	石 塚 道 宏	出	17	巻 口 夏 美	出
8	高 橋 啓 子	出	18	笹 川 宏	出
9	山 波 剛	出	19	平 野 松 夫	出
10	駒 野 博 実	出			
出席委員 18 人 欠席委員 1 人 計 19 人					

農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員					
議 席	氏 名	出 欠	議 席	氏 名	出 欠
1	竹 内 美 博	出	15	上 杉 英 之	出
2	田 中 正 和	出	16	望 月 鉄 心	出
3	中 澤 直 寛	出	17	武 井 義 明	出
4	中 村 耕一郎	欠	18	飯 塚 透	出
5	小 林 勇	出	19	高 橋 公 人	出
6	濁 川 武 良	出	20	星 野 邦 夫	出
7	渡 辺 秀 和	出	21	長 井 昭	出
8	池 田 直 友	出	22	山 田 信 雄	出
9	堀 正 則	出	23	澁 江 嘉 輝	出
10	末 崎 正 男	出	24	大 橋 昭 作	出
11	阿 部 茂 晴	欠	25	中 村 茂 幸	出
12	萩 野 勝 茂	出	26	月 岡 学	出
13	石 黒 芳 和	出	27	徳 永 逸 雄	欠
14	長谷川 久 雄	出			
出席委員 24 人 欠席委員 3 人 計 27 人					

農業委員会事務局職員

事務局長 伊比 孝、係長 大橋 大、主任 和田 一美、主事 吉田 文香